

# 令和7年度青森県訪問介護等サービス提供体制確保 支援事業費補助金

## 事業の概要

人材不足が喫緊の課題となっている訪問介護等サービスについて、  
担い手の確保や経営改善に向けた取組を支援します。

## 補助対象事業所

青森県内の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業  
所、夜間対応型訪問介護事業所

## 申請受付期限

令和7年9月30日（火）

※期限延長しました。

## 補助対象メニュー

### ①研修体制の構築の支援

- ・介護職員のスキルアップのための  
研修等の受講経費

1事業所当たり **10万円**

### ②採用活動の支援

- ・都市部等で実施される合同説明会や  
就職フェアなどに出席する場合の  
移動に係る経費等

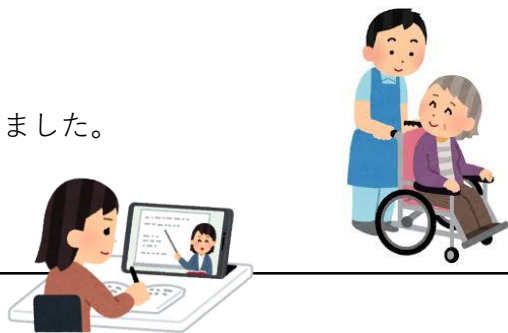
1事業所当たり **30万円**

### ③経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

- ・経験年数の長いホームヘルパーが  
経験年数の短いホームヘルパー等に同行し、  
技能・技術の向上に向けた指導に係る経費

30分未満の同行支援  
1回につき **3,500円**  
30分以上の同行支援  
1回につき **5,000円**

※経験年数の短いホームヘルパー1人につき（1）（2）を通算して30回まで



#### ④経営改善の支援

- ・各種加算の新規取得支援等を目的としたコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行う臨時職員雇用に要する経費

1 事業所当たり **40万円**

#### ⑤登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

- ・登録ヘルパー等の常勤化を促進するために要する経費

常勤化する登録ヘルパー等  
1人につき1月当たり  
**10万円**

※常勤化するホームヘルパー等1人につき30万円（3カ月分）が上限

#### ⑥小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

- ・以下に該当する小規模法人を中心とした複数の法人により構成されるグループが、法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費

(エ)に該当する法人を含む場合  
1事業者グループ当たり

**200万円**

(エ)に該当する法人を含まない場合  
1事業者グループ当たり

**150万円**

- (ア) 1法人当たり1の訪問介護等事業所を運営
- (イ) 補助対象事業所の令和6年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下
- (ウ) 補助対象事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下
- (エ) 補助対象事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在

#### ⑦広報活動に関する支援

- ・介護人材や利用者の確保のためのホームページの開設・改修やチラシ等の作成・印刷等の広報に要する経費

1 事業所当たり **30万円**

申請先・お問い合わせ先

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ

TEL:017-734-9297・9299

申請書等掲載先

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/houmonkaigo\\_teikyoutaisei\\_hojokin.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/houmonkaigo_teikyoutaisei_hojokin.html)